

山上碑新論

頼 衍宏

一 はじめに

世界的に有名な山上碑(図1、図2)には、以下の五十三字が刻まれている。

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此

新川臣見斯多彌足尼孫大見臣娶生見

長利僧母為記定文也 放光寺僧

その解読作業に光が投げかけられ出したのは、江戸時代後期からである。狩谷望之こと板斎(編)『古京遺文』(一八一八年の序)の段階ではまだ「文義古拙読むべからず」として諦められていた。そこへ伴信友が「上野国三碑考」(一八三六年の序)を著わして、打開策を提出した。それによると、第三行の末字「見」以降を、「これより下文漢文の格ならず」といい、当初は正格漢文体を採ってきたが第四行の「結句」からは「漢文の格にあらざる事」に切り替えたという趣旨である。即ち、前は漢文、後は非漢文と見られていたのである。

一九二〇年代になると、本碑は漢文にあらずとの見解が有力になった。碑文を实地踏査した東京帝国大学教授の黒板勝美は「上野



図2 山ノ上碑
 下中邦彦（編）『書道全集 第9巻』
 （1965、東京：平凡社、146頁）

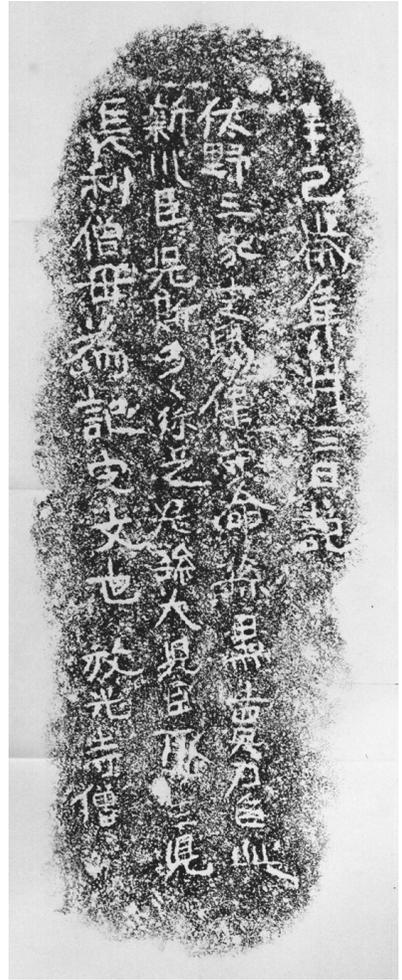


図1 山上碑拓本
 （高崎市教育委員会提供）

「三碑調査報告」^③で『古京遺文』の拓本水準を批判したうえで、より
 正確な翻刻版を示し、それに基づいて次のような読み下し文を提出
 した。

辛巳歲集月三日記
 佐野の三家^{ミヤケ}と定め賜へる健守命^{タケモリノ}の孫黒賣刀自^{クロメトジ}、此れ新川の臣の
 兒斯多々彌^{シタタミ}の足尼^{スネ}の孫大兒の臣に娶ひ生める兒長利僧、母の爲
 めに記し定むる文也 放光寺僧

それとともに、「この碑文が当時純粹の漢文でなくて、てにをはを
 省いてある読み下しの国文である」という文体の判断を下して、楨

齋の残した課題を見事に乗り切ったようである。一方、京都帝国大
学教授を務め上げた内藤虎次郎は「飛鳥朝の支那文化輸入に就い
て」^⑤を発表し、『古京遺文』の拓本図版を踏まえつつ、本碑を「日本
式の文章」と定位したうえで、「同じく漢字を用ひて文を書いた新羅
などには、同時代に於ては見出し難き例であつて」朝鮮半島の漢字
運用技術より優位に立つと示唆しながら、「日本人が其の国語を重
んじた精神を見出すことが出来る」として、国語意識の流露を賛嘆
している。

戦後になると、本碑を漢文ではないとする見方が固まっていた。
まず、国語学会『国語学辞典』編集委員会（編）『国語学辞典』の
「国語年表」によると、「固有名詞の万葉仮名表記および敬語表現が
見える。「定賜」「黒壳刀自」「斯多彌足辺」など」といい、さらに、
国語学会（編）『国語学大辞典』^⑦の新しい「国語年表」には「和文
体」と明記されるようになった。なぜなら、その間、年表製作のた
めに寄与した西宮一民「飛鳥白鳳遺文と古事記の文体」^⑧の論文が出
て、そこでは「和文体。漢字を和文の語順に従つて書かれたもので、
倒読の無い純和文として著名である」「この語順に、「定賜」の敬語、
「生兒」の系譜があり、和文体として典型的な例となる」（圏点は原
著者による）とされたからである。要するに、国語学会の見解では、
和文体を正格漢文から弁別する特徴として、(1)名詞の万葉仮名表記、
(2)敬語（補助動詞「賜」）、(3)語順、(4)系譜という四点があるとまとめ

ることができると。

そうした国語学会の観点を相継いで採用したのが、文学史である。
木下正俊・稲岡耕二（編）『上代の文学（日本文学史一）』^⑨所収工藤
力男「漢字馴致の努力」によると、本碑文は「敬語表記もあるが、も
はや一つも返読することのない、完全な和文の形式になっている」
という。大久保正（編）『日本文学全史一上代』^⑩所収稲岡耕二「和文
表記の成立と展開」も、「文中の「賜」の敬語としての用法や、倒読
形式を含め表語文字の羅列法から、これも完全な和文と見なされ
る」と説明している。両方とも(2)と(3)に基づいて理想的な和文作例
を見出したのである。次いで、中西進（編）『日本文学新史古代I』^⑪
所収辰巳正明「漢詩文」は「純和文体」の一例として本碑文を紹介
して、「重要な特徴を示しているのは、漢字・漢語を日本語の語順に
完全に配置し、漢字による日本人の表現を可能にするように努めて
いることである」としている。(3)に基づいた結果である。有精堂編
集部（編）『時代別日本文学史事典 上代編』^⑫所収林勉「文字と表
記」に至ると、「賜」^{たま}の敬語、「三」^みの固有名詞以外の借訓仮名、「佐
野」^のの地名、「健守命」^{たけもりのみこと}以下の人名の正訓を交えた表記、「娶」「為」
の位置などに、漢文体にない和文の特徴がみられる」という説明が
ある。(1)(2)(3)を抛り所にして和文体の最終判断を得られた、という
わけである。一方、本碑文について古代研究者の位置づけ方を見る
と、今泉隆雄「銘文と碑文」^⑬の「国文体」と、鈴木晴彦「古京遺文

「訳注(五)」の「和漢混雑体」があり、前沢和之「上野三碑」も「渡来文化である漢字を日本語の表現に応用した最も古い例の一つ」である¹⁵⁾とまで極言している。

漢字で書かれた碑文本来の漢文体の持ち味を取り戻すべく、優先的に参照すべきなのは伴信友の局部漢文説である。勿論、国語学会の和文体の四大基準は克服せねばならない。文体の定義に関しては、西宮一民の分類に従いたい。

「漢文体」…「シナ語で読める文体。すなはち「漢文」のシNTAXクスに則つて書いてある文体である」

「和文体」…「日本語でしか読めない文体」

以下、漢籍からなるべく近い用例を拾いつつ、和文体論者に反駁を加えてみよう。

二 純漢文体で捉え直す

(1) 名詞の万葉仮名表記

本碑における「佐野」といった地名や「黒売刀自」といった人名は万葉仮名で綴られた形跡がある。しかし、それだけを理由に文章の位相を和文体と認めるわけにはいかない。なぜなら、西宮一民

「日本古代文字資料発見に寄せて」の警鐘があるからである。それによると、「日本人名を含むと、これまた変体漢文体と思うらしい。それは甚だ誤りで、漢訳できない固有名詞（人名・地名など）は音仮名の文字列を用いているだけのことで、文章全体が漢文法である限り漢文体なのである」という。和文体の有無を左右するためには、仮名の書き表し方は決定的な役割を果たしえない。

なお、みやげ（屯倉）を「三家」で表記する場合はどうだろうか。前後の漢文の勢いに包まれている人名地名の場合、漢音で読み上げても一向に差し支えはあるまい。平安時代の一例として、「造瓷器生尾張國山田郡人三人部乙麻呂等三人傳習成業」¹⁶⁾（弘仁六年正月丁丑条）が挙げられ、「造瓷器生尾張國山田郡人三人部乙麻呂等三人、伝習成業」という読み下し文が参考になる。人名地名は訓読されているものの、漢文体で書かれた国史であつて、純漢文体に堪能な読者向けならば、むしろこれを一括して音読したほうが手取り早く通じるだろう。

(2) 敬語

「定賜」の語性については、どう捉えるべきだろうか。訓読のほう¹⁷⁾は、木部白満『三碑考』（一八一九）の「彼漢文など云にはあらず」という認定がある。そうした立場を深化させたのが『古事記』の「定賜」を検討して、「賜」はやはり補助動詞と認められる」という

和田義一²¹の見方である。「定賜」は、「定む」と補助動詞「賜ふ」からなるが（略）山上碑の「定賜」は、受け身で「定賜はる」と読むのが適切であろう（傍点・傍線は原著者による）という熊倉浩靖²²の観点も非漢文説を強化している。

それに対して音読の立場を採る人がいる。『古事記』の国造を分析した松岡静雄『紀記論究建国篇外藩帰伏』²³によると、「成務朝以降緒についた地方制度の統制は益々完備に近づき、此朝に於て定賜せられたと伝えられ、或は推定せられる国造が、比較的多数を占めて居ること」（波線は筆者、以下も同様）という。佐々木卓也²⁴も「直姓を定賜されるに及んで、一躍安芸一国の国造クラスに成長して行った」と述べている。波線あたりの書き方からすれば、漢語のルビは「ていし」だと推して知るべきである。

確かに非漢文体の文章における動詞「定賜」は、訓で読むべきである。しかし、その語形は決して独占的なものではなくて、和漢同形語の可能性もあるはずである。今、音読に従って漢籍の中から正格漢文体における複合動詞の「定賜」（二字とも動作の対象）のしかるべき用例を探すが吃緊の課題である。佐野三家（屯倉）という地名の直後に「定賜」が続けられているからには、「地理職官」に関する注釈の方針を真先に傾聴すべきである。例えば清・馮集梧「樊川詩注自序」²⁵の「昔人書を注するに、取証の書、当に最先たる者を以て主と為すべしと謂ふ。此れ亦た以て概論し難し」という主張で

ある。最善の用例探しは勿論唐以前のものが、第二の策として暫く明代の二例を取り上げてみよう。

第一例は「巡撫雲南副都御史」²⁶である何孟春が一五二一年に書いた「処置地方疏」²⁷である。

伏望皇上軫念邊遐，魑魅陰崖，始仰光于天日，草茅棄地，行獲稔于桑麻，軍民憔悴，于此望以息肩。疆野經營，于今幸粗就緒，特敕該部早加議處，將應開建所治，定賜所名；水田旱地，已立營屯土地；原有民糧，照例除豁；行令臣等，遵照施行，地方生靈幸甚，臣等幸甚。（伏して望むらくは皇上辺遐を軫念し、魑魅の陰の崖、始めて光を天日に仰ぎ、草茅の棄地、ゆくゆくまさに稔りを桑麻に獲んとし、軍民憔悴して、此に以て肩を息まんと望む。疆野の經營、今に幸はひほぼ緒に就き、特に該部に勅して早く議処を加へ、將に所治を開建すべく、所名を定賜すべし。水田・旱地も已に營屯土地を立て、もとより有る民糧も例に照して豁を除き、臣等に行令して、遵照して施行せよ。地方の生靈幸甚、臣等幸甚ならん）

即ち、屯田兵が地域開発のために一定の成果を挙げたので、その進展に合わせて「所名を定賜」するようにと明の武宗に申し出た、ということである。

第二例は「総督兩広兼巡撫⁽²⁸⁾」である王守仁が書いた「処置八寨斷藤峽以凶永安疏⁽²⁹⁾」(一五二八)である。それによると、「八寨之賊」(八寨の賊)を平定した後、「各率土兵入屯八寨(略)以分屯其所遺之田」(各土兵を率ゐて八寨に入屯し(略)以て其の所遺の田を分屯す)との措置を採った。そして、「那久」という「村」を新しい県に設立するようにと提案すべく、「伏乞聖明裁允、仍定賜縣名、選官給印、地方幸甚」(伏して聖明の裁允を乞ふ、仍りて県名を定賜し、官を選び印を給ひ、地方幸甚ならん)と言上した。その結果、「隆安縣名、由皇帝定賜、冀祈置縣之後帝業隆盛、社稷安寧⁽³⁰⁾」(隆安の県名、皇帝より定賜され、ねがはくは置県の後、帝業隆盛し、社稷を安寧せんことを)という。つまり、屯田兵が辺陲に安定をもたらす中で、明の世宗が自ら統治の拠点に新名を「定賜」した、というわけである。

整理すると、十六世紀の中国の南部辺境地域で屯田の兵力が奏功したため、前後任の天子は行政地区の新地名を「定賜」する必要性に迫られた。八世紀の天武朝も、同様ではなかっただろうか。本州の東国辺陲で規模のある「三家」(屯倉)ができた以上、「佐野」という名を最高統治者から「定賜」されたのも頷ける。省略された主語を補完するなら、一句は「佐野三家(天子)定賜健守命」となるだろう。

(3) 語順

伴信友が「長利僧母爲記定文也⁽³¹⁾」という和文的な読み下し文を提出し、それを受けて、近藤瓶城も「長利僧母爲記定文也⁽³²⁾」という訓み方を示した。そうした方向をさらに推進したのが内藤虎次郎であり、彼は「母爲記定文也⁽³³⁾」という圈点を付けたうえで、正格漢文体ではないという認定をしている。藤堂明保「稻荷山古墳の鉄劍の解説⁽³⁴⁾」も「母爲⁽³⁵⁾」(漢文なら爲母)と詳説している。しかし、「爲」の品詞に関しては、「爲に」ならば去声で読むべき介詞であるが、平声で読む動詞という可能性も排除できない。また、「也」字は文末に来ているため当然漢文の断定を表す助字だといわざるをえない。その漢文脈を汲み取る場合、句切り方を三(母爲記)・三(定文也)の方向から思索すべきだろう。前の三字としては、唐・張説『宣室志』の「樊欽賁⁽³⁶⁾」故事を重視したい。それによると、「寇天師謙之、後魏時得道者也、常刻石為記、藏於嵩山」(寇天師謙之、後魏の時の得道者なり、常に刻石して記を為し、嵩山に藏せり)という。その銘文話に、「主語十刻石為記」の文型が用いられている。それを導入すると、本碑の「母(刻石)為記」という漢文体の動詞句が浮かび上がるはずである。後の三字に至っては、明らかに「二字動詞十也」の組み立てである。群馬県出身の僧である林常快道(撰『阿毘達磨俱舍論法義第二』⁽³⁶⁾)を捲ると、「理爲量。論要有經證。方可定文。若與經違。理必可壞。不應隨意輒改論文⁽³⁷⁾」という一節が検

出でできる。読み下すと「理は量りと為し、論は経証の有るを要して、方に文を定むべし。もし経と違はば、理必ず壊るべし。意に随ひてたす輒く論文を改むべからず」となるだろう。「定文」の前提は経証の有無にあるわけである。本碑を再読すれば、「黒壳刀自」がその子「長利僧」のために母と父双方の系譜を述べるに際して、手元には必然的に二つの家譜を握っていたはずである。複数枚の書証に徴しつつ「定文」した結果、否定のされようがない意を表す「也」という文末助字を追加したのではないだろうか。

(4) 系譜

熊倉浩靖「古典としての上野三碑」³⁷によると、「日本語の語順に並べれば、『男性が、女性を娶し生む兒』か『女性が、男性が娶し生む兒』の語順になる。山上碑は『女性を、男性が娶し生む兒』の語順の形と見られ、山上碑が、女性である「母」を中心に描いている」という。しかし、『女性を、男性が娶し生む兒』という語順は果して漢文体にないのだろうか。その検証のために司馬遷『史記』の列伝を紐解く必要がある。南越明王とその王后との婚姻関係について、「嬰齊其入宿衛在長安時。取邯鄲繆氏女。生子興。及即位。上書請立繆氏女爲后。興爲嗣。」（嬰齊、其の入つて宿衛して、長安に在る時、邯鄲の繆氏の女を取つて子興を生む。位に即くに及んで、上書して請ふ、『繆氏の女を立てて后と為し興を嗣と為さん』と。）³⁸と述べられている。

班固『漢書』³⁹の南粵王伝にも似た記載があるが、第一句のみ簡潔に「嬰齊在長安時」となっている。二大正史とも王を中心にしつつ后を従属的に書き進めた一般的な構文である。しかし、異国の后になつたことの話題性があるため、中国の出身地の史家は見逃さずにおかなかつたはずである。その現れとして、李世昌（他纂修）『邯鄲県志』⁴⁰に「南粵王嬰齊娶后邯鄲人嬰齊宿衛在長安時所娶生子興及即位立爲后」という「漢書南粵王伝」の再話が見える。読み下すと「南粵王嬰齊の娶后、邯鄲人。嬰齊宿衛して長安に在る時娶りし所、子興を生む。位に即くに及んで立てて后と為す」となるだろう。留意すべきは、今度は地元の誇りに思える后を中心に書き換えていく方針である。波線を付したとおり、美談の中に「娶后」↓「嬰齊」（明王）↓「娶生」↓「子」（哀王）という順序がある。これは『女性を、男性が娶し生む兒』という語順と一致するのではないだろうか。ゆえに、語順だけを根拠に和文体と認定するのは無理がある。

従来、本碑文を解説する際には純漢文の語法が過小評価されてきた憾みがある。漢文の様々な可能性は金石文だけにとどまらず、公文書・類書・漢訳仏典・正史・方志などにも散在しているはずである。これまで検討してきた結果、「日本語でしか読めない」とは言えない事実が浮上した。本碑四行目の「く也」という漢文の要素があることから、正格漢文体に立脚して一から解説を推し進め直すべきであろう。

和文説が近代国家の富国強兵とともに盤石になつてきたことは何人も否定し得ず、その背後には何かあつたのではないだろうかと疑わざるをえない。この際、山崎馨⁴¹の指摘を傾聴すべきだろう。

そこには日本人が文字を持たなかつた段階において漢字という先進の異文化に接触し、シナ語的な発想による表現から出発して、次第に日本語的な発想を漢字によって表現するようになる、言わば主体性を確立してゆく足跡を認めることができる。

つまり、漢字の外衣に覆われている和文の発見を通じて、日本人のアイデンティティを求める思惑があつたといふのである。さすれば、よしんば山上碑が「たとどどしい和文（日本式漢文）で記す⁴²」という瑕疵を抱えていても、自己同一性の運動のために和文体をあえて認定してしまつたという一面もあつたのではないだろうか。

三 石誌のジャンル

本碑の基本的な性質については、三つの説が対立している。一つ目は群馬県の考古学者尾崎喜左雄⁴³の次のような旧説である。

本碑文を仮に二項目に分けて、「佐野三家定賜健守命孫黒売刀

自此新川臣尼斯多々弥足尼孫大兒娶生兒」を前項、「長利僧母為記定文也」を後項として見ると、前項は長利僧の系図をあげ、後項は碑文の目的を示しているものである。

そのうえで、「墳墓と合せて見る時に、この類のものに墓誌がある」といふふうに見定めている。要するに、前項の家系図と後項の墓誌銘からなる並立的な構造というわけである。二つ目は、漢字美術研究者田淵保夫の「その系図を記した墓誌である」とする、いわば系図を従にしつつ墓誌を主とする説である。三つ目は、小谷博泰⁴⁴の本銘を「墓誌ではない」とする説である。これと同調する東野治之⁴⁵は「碑文を直ちに墓誌と同一視することはできない」として墓誌説を否定し、「この碑は山ノ上古墳に葬られた黒売刀自の系譜を顕彰する目的で、その近傍に建てられた」と見て、本碑全文のモチーフは系譜にある、と主張している。

確かに系譜字数の割当が大多数を占めているからには、東野説を支持すべきである。しかし、陳爽『出土墓誌所見中古譜牒研究⁴⁶』によると、「譜を引き志に入れ、譜を石に鐫る⁴⁷」という方法と、「このような家族の系譜を碑誌に録し入れるやり方は、漢代からすでに歴史伝統があり」という展開が既に明らかになっている。本碑成立の背景には、系譜を抱え込みつつ墓誌銘の措辞もありそうであるため、田淵説は最も首肯できる。ただ、次節で論じるように「系譜」を「記

した」のではなくて、「引用した」一種の墓誌と見極めたほうが精確だろう。

そもそも「墓誌」には「石誌」という異称がある。浙江大学『中国歴代墓誌数拠庫』(<http://csid.zju.edu.cn/tomb/>)を活用しつつ調べると、「墓誌」という用語を碑面に刻入した初期の実例は、四六四年の「宋故建威將軍・齊北海二郡太守・笠鄉侯・東陽城主。劉府君墓誌銘」⁴⁸を冒頭に置く文字資料から確かめられる。「石誌」の用例も、早くも六〇八年の「隋左光祿大夫岐州刺史李公第四女石誌銘并序」⁴⁹と書き起こした文献より見届けられる。六八四年に至ると、蓋に「大唐故郭府君墓誌銘」⁵⁰とあり、冒頭に「大唐故濮州刺史太原郭府君石誌銘并序」と書かれている用例があるので、互いに置き換え合う両者の同義関係が認められる。

この「石誌」というジャンルについて最も重要なのは、南朝の文人王儉（四五二〜四八九）が著した『喪礼』⁵¹の定義であろう。（波線は筆者）

施石誌於壙裏，禮無此制。魏侍中繆襲改葬父母，制墓下題版文。原此旨，將以千載之後，陵谷遷變，欲後人有所聞知。其人若無殊才異德者，但紀姓名、歷官、祖父、姻媾而已。若有德業，則爲銘文。（石誌を壙の裏に施すは、『礼』に此の制無し。魏の侍中繆襲父母を改葬し、「墓下題版文」を制せり。原より此の旨、將に千載

の後、陵谷遷変を以て後人に聞き知る所有らむと欲す。其の人若し殊才異德無ければ、たゞ姓名・歴官・祖父・姻媾を紀すのみ。若し德業有らば、則ち銘文を爲す）

王儉の提出した基本的な原則は、そのまま本碑の撰文者によつて導入されていたのではないだろうか。その理由は次の二点に尽きる。

- (1) 黒壳刀自に特殊な才能がないため、記入されたのは主に四大要項——姓名（黒賣）・歴官（佐野三家の刀自）・祖父（健守命）・姻媾（此、新川臣見斯多と弥足尼孫大兒臣娶生見長利僧）だけである。
- (2) 韻文の銘辞がないのは、黒壳刀自に大した德業がなかったことに起因したものである。

黒壳は女性なので、「歴官」規則の適応外にあるはずである。ただ、八〜九世紀の二例を見ると「刀自」というのは「歴官」の範疇に準じて載せられる事項らしい。一つ目は「奈良時代の女官」⁵²を務めた「武藏家刀自」であり、二つ目は、福島県荒田目条里遺跡出土の「郡符、里刀自」⁵³木簡である。後者については義江明子によると、「郡符」が「里刀自」宛に出されていることは、「里刀自」と呼ばれる女性⁵⁴が、半公的地位を占めていたことを示すと指摘されたとおりで

ある。私的にせよ公的にせよ官に近い「刀自」のことだから取り入れられたのだろう。

このように、二世紀前に示されていた執筆方針を利用して遺憾なく反映させているため、本碑は「辛巳石誌」だと位置づけてよい。

本碑を議論するに際しては、できるだけ古い石誌を取り上げたいが、まだ出土していないものがあるため、次善の策を採らざるをえない場合がある。この点、錢鍾書『談芸錄』の「若し詞の来歴を求め得ると雖も、その詞の意なほ不明了、須らく合せて同時及び後人の語を觀て、方に能く解会すべし。則ち亦たへだてて外にしては宜しからず」という主張に共鳴を覚える。その意味で、注目に値するのは曹汎が翻刻した一〇五一年の「夏蘊石棺記」である。

大契丹國故左班殿直銀青崇祿大夫檢校左散騎常侍兼殿中侍御史
騎都尉譙國郡夏公諱蘊以重熙紀躔二十禩歲在單閼律中仲呂黃生
十有一葉乙時遷葬於中都南十里田莊之北原夫人清河張氏耐焉故
直書其事愧於不文庸為記爾（大契丹國故左班殿直、銀青崇祿大夫、
檢校左散騎常侍、兼殿中侍御史、騎都尉、譙國郡夏公、諱は蘊、重
熙の紀躔る二十の禩を以て、歲單閼に在り、律仲呂に中り、莫十有
一葉生えて乙時、中都南十里田莊の北原に遷葬せり。夫人清河の張
氏耐れり。故にその事を直書し、不文に愧ぢ、庸に記を為すのみ）

文中の時期をより砕けた表現で言い換えれば、重熙二十年辛卯、四月十一日となるだろう。曹汎は王儉『喪禮』（先述した波線部分）を引用したうえで、次のように指摘している。

実は、南北朝ないし隋唐以来、この礼制に遵うものは多くない。そして夏蘊の記墓文字は（略）銘文がなく、記に「直書其事」といつて、行文に僅か姓名・官職・姻婭及び遷葬の時間場所を記し、簡單明快にして一句の諛詞もない。これは当時の記墓文字の中でも多く見られない。

してみれば、同じ王儉の「石誌」に基づいたものではあるが、「夏蘊石棺記」は四大要項のうち祖父を省略した代わりに、遷葬の情報を追加した。それに比すると、本碑執筆者は王儉の礼制を忠実に守り抜いたものだと思われる。

このジャンルの特殊性について、許子榮の貴重な考察がある。彼は「夏蘊石棺記」を取り上げて、次のように指摘している。

実はこれこそ極めて簡素化された墓誌銘だから、多く「記」（時には「銘」とも）と称されている。（略）「直書其事、愧於不文、庸為『記』爾。」によって、これは葬記というジャンルの特点といえるし、墓誌銘と主に区別できるところである。字数が少な

くて、ただ簡単に事を記し、文采に気を使わず、簡便にして行い易く、節儉に都合がよいゆえに、遼金の時代一般官民の喪葬は多くこの文体を採用した。

従ってこれは、五世紀以来の「石誌」の伝統を踏まえつつ、十十三世紀の北方皇朝における「節儉」の気風のもとで〈記〉というジャンルを獲得したものと見通しうる。その展開の有り様は本碑の成立論を検討する際に、重要な視点を提供してくれる。

本碑は「葬」字がないので、「葬記」というよりも、むしろ隣接する古墳を考慮に入れて「墓記」だと捉えられるべきである。北京図書館金石組「北京図書館蔵石刻叙録（十三）」⁽⁵⁰⁾によると、「墓志を称して墓記と為すあり」という。その意味での〈記〉のはずである。

本碑が成立したと思われる六八一年当時の統治者も、『日本書紀』⁽⁶⁰⁾によれば、「節儉」という性格の持ち主である。年表だけを見ると天武天皇の治世中だが、実はその八年前、鸕野讃良皇女が皇后に即位していた。以来、皇后は「佐天皇定天下。毎於待執之際、輒言及政事、多所毘補」（天皇を佐けて天下を定めたまふ。毎に待執の際に、輒ち言ふこと、政事に及し、毘補したまふ所多し）という役割を果たすようになった。この点については、北山茂夫『日本古代政治史の研究』⁽⁶¹⁾において「天武の専制政治は、かれと皇后との共治という特異な性質を強く帯びている」と正しく指摘されたとおりである。

また、持統紀五年（六九一年）八月辛亥条によれば「詔十八氏、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・上進其祖等墓記」（十八氏大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・阿曇に詔して、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・阿曇、其の祖等の墓記を上進らしむ）という明詔を公にした。そうすると、持統皇后はずっと「節儉」を尊んできたのみならず、上野国における豪族上毛野氏などに先祖代々の墓記を提出するようにと要望した。その詔書が発布する十年前に、本碑撰文者は一足早く、「石誌」のうち最も節儉の精神を表せる書き方を選ぶに及んだのではないかと推測できる。ゆえに、「母為〈記〉」と直さねば、ジャンルを正しく識別し損なう恐れがある。

四 漢魏晋の石刻家譜

では本碑二行目における「此」については、どのように捉えるべきだろうか。拓本の問題をクリアした黒板勝美は「此れ」という訓みを提唱し、以来、有力な説になって広汎に支持されているが、この点には、東野治之が率先して疑義を呈し、「此の新川臣」という読み下し方を提示して、次のように黒板説を批判している。

この字は従来「これ」と読まれてきたが、そう読めば、上の黒売刀自を受けることになる。しかし、この系譜に類似する『上

宮記』系譜でも、このような代名詞は挿入されておらず、文意や文の長さからいっても、特に代名詞が必要とは思われない。

そのうえで、『万葉集』を引いて「此」は、「ここ」の意味とも解されるのではなからうか」という「一案」も示している。ここで黛弘道⁽⁶³⁾の提供した『上宮記』逸文の翻刻と訓読を調べると、「此」が二箇所に出ている。

(1) (略) 娶母メ思己麻和加中比賣生児大郎子一名意富々等王(略) 弟布遲波良己等布斯郎女四人也此意富々等王娶中斯知命生児乎非王(略) 母メ思己麻和加中比売に娶ひて生める児大郎子、一名意富々等王、(略) 弟布遲波良己等布斯郎女の四人なり。此の意富々等王、中斯知命に娶ひて生める児乎非王)

(2) (略) 娶余奴臣祖名阿那尔比弥生児都奴牟斯君妹布利比弥命也汗斯王坐弥乎国高嶋宮時聞此布利比賣命甚美女(略) 余奴臣の祖、名は阿那尔比弥に娶ひて生める児都奴牟君、妹布利比弥命に娶ひます。汗斯王、弥乎の国の高嶋の宮に坐しし時、此の布利比賣命の甚美しき女なりといふことを聞きて)

このうち(1)の場合で、句点が終った直後、前の句における意富々

等王をもう一度取り上げるために「此の」を用いている。(2)の場合、男性の主語のもと、前句における女性に再び言及するために「此の」が現れるわけである。本碑と比べると、同じ「此」字が使われているが、本碑の前後の修飾関係は「女性＋此＋男性」となっているため、『上宮記』とは異質なものだといわざるをえない。

そのような新説に対して、熊倉浩靖『増補版・上野三碑を読む』⁽⁶⁴⁾は黒板の旧説を敷衍して、「此を」としたうえで、「問題は、最後の一文「此」の存在です。「此」は明らかに「黒賣刀自」を指す同格の代名詞です」と強調している。方向は正しいが、残念ながら論証は充分になされていない。

この難問を解決するためには、陳爽『出土墓誌所見中古譜牒研究』⁽⁶⁵⁾の指摘した「譜を引き志に入れ」の早期の一例である「孫叔敖碑」(二六〇年)を避けては端緒が見つからないだろう。清・嚴可均(輯)陳延嘉(他校点主編)『全上古三代秦漢三朝六朝文第二冊後漢』⁽⁶⁶⁾からその一部分を掲げてみよう。

素聞孫君楚時良輔，本起此邦，垂名於後。博求遺苗，曾玄孫子，考龜吉辰，五月辛卯，宜以存廢，可立碑祀(略)世伯子字子仲，治産於繚虛，有六男一女。大子字長都，次子蘭卿，次弟字仲陽，次弟字叔通，次弟字衛公，次弟字劉卿，此繚宗六父也。(素より聞こゆ、孫君は楚時の良輔、本此の邦より起ちて、名を後に垂る。博

く遺苗を求めば、曾玄孫子あり、龜の吉辰を考へ、五月辛卯、存廢に宜しく、碑祀を立つべし（略）世伯の子字子仲、産を繚虚に治む、六男一女有り・大子字長都、次子蘭卿、次弟字仲陽、次弟字叔通、次弟字衛公、次弟字劉卿、此は繚宗六父なり）

初代の孫叔敖が宰相になった功績を偲んでから、子孫に当たる繚宗の六父が登場した、という。重要なのは、人名を述べた後に動詞または助動詞が一切入らずに、「此」字がくつ付くような書き方である。この例に従えば、山上碑の「黒賣刀自此」の「此」も「これ」と読むべきである。井上通泰の「此はコハと訓むべし。此刀自ハとなり」⁶⁷という意見を傾聴すれば、もつと簡潔な文語になるに違いない。

なお、晋隋（三〜七世紀）にかけての家譜を墓誌に刻み込んだ文字資料を研究した陳爽『出土墓志所見中古譜牒研究』⁶⁸によると、「兩晋南北朝の墓誌中におけるこれらの改行・字下げ・空格・空白開け等の特殊書式の文字は、家族譜牒から直接に抄録または抜粋したものである」と推論している。本碑の場合、石誌の成立を助けるべく二つの家譜文献が援用されている。その過程で家譜を引いたあまり、勢い改行されたのではないだろうか。細かく見ると、時間を宣告した後、「佐野三家」より発源した母系家譜を叙するために改行し、遠祖「新川臣」から続いてきた父系家譜を述べるために再度改行する。

両家の共通した後継者「長利僧」に至っても、三度目の改行がなされている。人名のための平出と似て、二つの家系図の分脈のあり様に応じて文章化されたのが、本碑の二行目〜四行目だったのではないかと推定できる。

五 白文の区切り方

本碑一行目における「集月」をめぐっては甲論乙駁の状態にあつた。まず、漢字の音韻論に基づく伴信友は「十月」説を提出した。継いで、堤雄半は「集」の全き意義はアツメヲハル⁷⁰として、「十二月」説を主張した。次に、徳光久也は「国語の「睦月」（ムツキ）に当るものであろうか」として「一月」説を主唱した。本文批判をした辻憲男は「諸説は「集月」とするが、「焦月」と読む。「集」と読むには一画足りない」として、「六月」説を提案した。辻説の観点については既に東野治之の批判があり、「碑の字は「集」の異体字の一つであつて、「焦」と読むのは誤りである」と是正されたとおりである。現状では「集であるが、その音が「十」に通じることから十月と考えられている」⁷¹といわれるように、伴信友以来の「十月」説が最も有力になりつつあるが、「ただ十月であれば、なぜこのような用字が採られたのか、という問題が残る」という東野治之の疑問はまだ拭えない。また、「決定打は見つかっていません」「手詰まりで

す」という熊倉浩靖⁽⁷⁵⁾のため息に集約されるように、古来難問の一つとされてきたものである。

十八世紀の考証学者藤原貞幹⁽⁷⁶⁾が「古銅碑銘」における「戊子集月」の銘文を提示し、「摸本伝テ一友人ノ家ニ在疑ハ韓物ナラム集月上野国古碑ニモアリ」という形で引証している。ただ西暦年不明の模本だけでは信憑性が乏しい。やはり中国甲骨文学者の「しかし、摹本は精しからず、真実と偽りが混在しているため、つつしみ深い学者はこの一連の資料に警戒心を持っており、それらをあまり引用しないようにしている」という助言を忘れてはならないだろう。

管見によれば、問題解決の手掛かりは石田茂作の卓論「紀年銘の記載形式に就いて——特に「造像銘記」を主材として⁽⁷⁸⁾」にある。それによると、「歳次・歳在・歳舍・大歳等とかくところに龍集の文字を使つてゐる事がある。龍は星の名、集はやどる意で、歳次とあるのと全く同意味である」という同義語の説明がある。論理的には、龍集Ⅱ歳次である。少し置き換えると、「歳集」という動詞句が浮上する。この点、青木可笑(纂) 埴忠韶(校)『金石文字墨帖一覽⁽⁷⁹⁾』の「辛巳歳集⁽⁸⁰⁾ 月三日⁽⁸¹⁾」が想起されるが、その訓点に基づくなら「辛巳歳月に集⁽⁸²⁾」になるだろう。動詞のルビだけは正しいが、遺憾なのは句切り方に随伴したレ点の蛇足である。

既述した六〇八年の「隋左光祿大夫岐州刺史李公第四女石誌銘并序⁽⁸⁰⁾」を再び読むと、「以其年龍集戊辰十二月己亥朔廿二日庚申、瘞⁽⁸³⁾

京兆長安縣休祥里萬善道場之内」(其の年龍集⁽⁸⁴⁾ 戊辰十二月己亥朔廿二日庚申を以て、京兆長安縣休祥里萬善道場の内に瘞⁽⁸⁵⁾めり)とあるように、「龍集十干支」の実例が確かめられる。「干支十歳集」の一例は、『一切経源品次録三十卷⁽⁸⁶⁾』の「自大中九年乙亥歳。止咸通元年庚辰歳集」(大中九年乙亥歳(八五五)より、咸通元年庚辰歳集(八六〇)に止まる)を検出することができる。六八一年時点の日本では、まだ元号が定められていなかったため、本碑撰文者は「干支十歳集」の書式だけを導入した結果、「辛巳歳集」が仕上がったのではないかと見える。それゆえ、「集月」は句切りの誤りに伴って生じた幽霊語だったとしかいいようがない。

残った後半の四字「月三日」については、動詞「記」を除いたら「月三日」だけになる。すると、問題は年と日に具体的な干支または数字を明記しておきながら、何月なのかそれだけを省略する書き方があるか否か、にあるだろう。そのために想起すべきなのは、紀元前の金文である。例えば、榮孟源「試談西周紀年⁽⁸⁷⁾」の取り上げた「佳元年既望丁亥」(これ元年既望⁽⁸⁸⁾ 丁亥)を冒頭とする「蔡殷⁽⁸⁹⁾」である。その書式については、「既望は月份⁽⁹⁰⁾無く、当に是れ正月なるべし」と想定されている。従つて、年次表示あり十月次表示なし十次日次表示ありの記し方があつたわけである。しかし、「月」字がないので、本碑とはやや異なる。改善を図るために、唐代の皇帝が祭祀する場面を考えに入れるべきであろう。その「祝文」の冒頭に「維某

年歳次月朔日嗣天子臣某敢昭告于昊天上帝⁸⁵」（これ某年歳次の月朔日、嗣天子たる臣某、敢へて昊天上帝に昭告す）とある。とりわけ祭りにおける「月朔日」の熟語が重要である。山ノ上古墳の隣に本碑が建立されたからには、黒壳刀自一家が墓参りないし祭りを怠たつてはならない。もし中土の用語に思い至るなら、少し数字を変えると「月三日」になりうるのではないかと思われる。

次いで、本碑三行目はいかに区切るべきだろうか。「大周故輪誠效議功臣、光祿大夫、檢校太保、前行寧州刺史、權知階州軍州事、濮陽郡開國侯、食邑一千戶袁公墓誌并序⁸⁴」を冒頭とする九五六年の作例を見ると、袁彦進が見目麗しい再婚相手を見初めた叙述の直後に「公飲之芳妍，堅慕求矣。娶生四子，二已長成」（公この芳妍を飲みこみて、堅く慕ひ求めり。娶りて四子を生み、二は已に長成す）と描かれている。確かに、その「（男）十娶生四子」の文型は、本碑の「（男）十娶生児」と共通している。しかし、本碑の連体修飾語「新川臣児斯多彌足尼孫大児臣」が長過ぎるため、そのまま「娶生児」と間を置かずに続けてはフレーズが長すぎる。本碑のリズムを再検討する時、唐・徐堅（他輯）劉明（編）『初学記⁸⁶』に収録される『帝王世紀⁸⁶』における帝舜の一節が見逃せない。舜の父に当たる悪玉の再婚話だが、「瞽瞍更娶，生象傲。」（瞽瞍更に娶りて、象傲を生む。）と説かれていた。これに準じるなら、本碑を「大児臣娶，生児長利僧」という小休止を挟んだ句切り方で訓むべき蓋然性が高まるであろう。

本碑四行目の「母為記定文」については、「母の為に文を定めて記した⁸⁷」と読み下したうえで「正式な漢文体ではない」とする日本人研究者の位置づけがある。「記定文也」についても、「唯一の漢文的な文字列⁸⁸」という認定とともに、「文を記し定む」と読み下す外国人研究者の見解がある。しかし、果して穩当と言えるだろうか。改めて正格漢文体の墓誌ジャンルに立ち返って、文字連鎖の合間に相応しい句読点を付け直すべきであろう。

ここでは、女性を墓主とする墓誌に焦点を合わせよう。六〇七年の「隋故太原王夫人墓誌銘⁸⁹」と、七七年の「唐故左武衛澤州安平府折衝都尉吳郡朱府君夫人馮翊縣太君雷氏（定真）墓誌銘⁹⁰」との共通点を分析してみよう。

つまり、両者とも祖先が務めた官職を並べておき、儒教の徳目に符合した出身を讃えていて、嫁いでは息子を儲けたが、逝去した後そのために墓誌が作成されるに及んだという叙述の順序が完全に一致している。こうした基本的な骨組みを継承したのが、その間に成立した本銘ではないだろうか。黒壳刀自に即していえば、祖上の健守命の佐野三家を取り上げておき、嫁いでは息子を生んだという述べ方をしている。ただ表1の墓主達と異なるのは、本銘の成立当時まだ存命中と思しき黒壳刀自が自撰したことである。六〇七年墓誌には、巨大な変化を恐れて碑文化の対策を採ったとしか書かれていないのに対して、七七年墓誌に至ってはさらに「為記」

表1 隋唐の女性墓誌

年代	祖の官職	儒教	主要登場人物の結婚	跡継ぎ	碑文作成のモチーフ
607	曾祖峴公持節南海(曾祖峴公南海に持節し)	忠孝立身(忠孝立身す)	適于同邑陳氏(同邑陳氏に過ぎて)	育子一人曰延裕, 夙承慈訓(子を一人育て延裕と曰ひ、夙に慈訓を承れり)	恐陵谷變遷, 刻茲貞石(陵谷の変遷を恐れて、この貞石を刻む)
771	曾祖慶之, 任口監丞(曾祖慶之、口監丞に任ぜられ)	太君生忠孝室(太君忠孝の室に生れ)	適乎君子(君子に過ぎて)	次子良珣, 持戒出家(次子良珣、持戒して出家)	恐陵谷之將移, 託琰琬以爲記(陵谷の將に移さんとすを恐れ、琰琬に託して以て記を為す)

を付け加えている。そうした書き方を顕在化させた背景として、五八九年の「周蒙縣男仕恭墓誌」の掉尾を飾る「勒石爲紀」(石に勒して紀を為す)と、六六六年に亡くなった雲長のため六八二年の合葬に際して作成された「唐故騎都尉雲生墓誌之銘」における「恐田成碧海, 水變蒼生, 故勒金石爲記」(田の碧海と成り、水の蒼生に變ずるを恐れて、故に金石に勒して記を為す)が想起される。いずれの「為」も²⁵⁾と読む動詞である。それに従えば、本碑の「為記」も動詞十名詞からなっているはずである。なお、六〇七年墓誌の末尾に「□□□□年五月廿八日記」とあるが、その「〇年〇月〇日記」を一行目

に持つていけば、本銘冒頭の「辛巳歳集月三日記」になるだろう。このように、ここには隋唐の墓誌との共通点が少なからず認められる。

すると、残った「定文」も墓誌との関係から理解すべきではないだろうか。蓋に「隋故開府儀同三司定州刺史安平李孝公墓誌銘」と書かれてある五八六年の一節「詔與當時才彦, 在直閣省校定文籍」(当時の才彦と、直閣省に在りて文籍を校定せよと詔す)(傍線は筆者、以下同様)がある。また、「隋故上開府記室參軍衛公墓誌銘」²⁶⁾とある六一三年の一例を見ると、衛侗の文才が「委制表奏, 刪定文章, 莫不理高妙出, 詞豔橫飛」(表奏制りを委ねれば、文章を刪定し、理高く妙出でざる莫く、詞艶やかにして横く飛く)と賞賛されている。傍線の中央部に「定文」とある。墓誌の養分を撰取しているうちに、黒壳刀自はこの動詞を獲得したのではないだろうか。その「定」めた「文」とは、石碑に刻み込んだこの石文にほかならない。

以上の議論を踏まえて、本碑のために以下のような句読点を付けてみたい。

辛巳歳集, 月三日記。

佐野三家(天子)定賜健守命。孫, 黒賣刀自。此,

新川臣兒, 斯多と弥足尼孫, 大兒臣娶, 生兒

長利僧。母為記, 定文也。 放光寺僧。

二行目の字数は、もし授与者を補完すれば、「佐野三家（天子）定賜健守命孫黒賣刀自此」と想定することができ、十七字となるので、三行目の「新川臣見斯多々弥足尼孫大見臣娶生児」の字数と同様である。一方、一行目は八字だが、それに対して、四行目はどうだろうか。最後の「放光寺僧」に関しては「注記が加わっていない」とする鬼頭清明「上野三碑をめぐって」⁹⁶の観点がある。「放光寺僧」だけはやや傾いているため、その母が銘文を定めておいた後、施された丁寧周到な注記だったと見るべきであろう。暫くこの四字を放つておくと、一行目から四行目は八・十七・十七・九となるだろう。ゆえに、ほぼ均衡的な撰文だといえよう。かりに割書にしてみると、以下のようになる。

辛己歳集、月三日記。

佐野三家（天子）
定賜健守命孫 黒賣刀自此、

新川臣見斯多
々弥足尼孫 大見臣娶、生児

長利僧。母為記、定文也。 放光寺僧

純漢文の方向に基づいて、以下のような読み下し文を提言したい。

辛己に歳集る、月三日記す。

佐野三家（天子ゆ）健守命に定賜せり。孫、黒売刀自。此、

新川臣の児、斯多々弥足尼の孫、大見臣娶り、生める児
長利僧。母（記）を為し、文を定むる也。 放光寺の僧。

六 儒教の思想

本碑の創作動機については、仏教建立説と儒教建立説が提出されている。前者は、伴信友の「此碑の在る所八幡山の上の窟中に、葉師仏の石像ある前庭に建たるは、そのかみ黒賣刀自が死りしを、その窟中に葬り、常に信みたりけむ仏像を像り置、長利がはからひて、母の為に云々の由を、石文にものして建置たりしにやあらむ」という推測である。中島悦次も「多分は黒賣刀自の年忌にでも、追善のために仏像でも造つた紀念の碑であらう」と推察している。後者は、海彼の金石文を丁寧検討した門田誠一の「亡母のためになされた孝の発現」「立碑そのものが儒教の孝思想に基づくとした山ノ上碑文」という指摘に示されている。しかし、前者の弱点は仏像という物証が石碑のすぐ側になくことであり、後者の問題は主語の把握である。また、両方とも文体の認識不能に随伴して、碑文成立当時すでに黒売刀自が在世中なのに、「亡き母（黒売刀自）」と「碑主である長利僧」だと思ひ込んでしまっている。正格漢文体に基づけば、執筆した碑主はあくまでも母黒売刀自であり、彼女の視線を息子の僧籍に注いでから終わりを告げているはずである。

「儒教」説の正しさを証明するために、七三〇年の美努岡万墓志における「移孝爲忠」⁽¹⁰⁾（孝を移して忠と為す）よりも、表1における唐の墓誌が注目値する。よく強調されている「忠孝」という徳目から本碑を押さえるべきではないだろうか。忠孝の定義に関しては、『弘明集』⁽¹⁰⁾卷二十五の僧行篇に収められた「司戎議」の「不孝莫過於絶嗣」（不孝は嗣を絶するに過ぐるは莫し）、「不忠莫大於不臣」（不忠は不臣より大なるは莫し）が知られる。不臣・絶嗣のアンチテーゼという忠孝二大徳目を志向したのが本碑ではないだろうか。

「忠」については、確かに一字も刻されていない。しかし、行間を読めばその意は得られそうである。そのためには、稲荷山古墳出土鉄剣銘文との類似が参考になる。

（鉄剣銘）辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埤其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也⁽¹¹⁾

（本碑）辛巳歲集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黑賣刀自此

新川臣⁽¹²⁾兒斯多⁽¹³⁾と弥足尼孫大兒臣⁽¹⁴⁾髮生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

両者を比較した岸俊男によると、「碑文の記載形式なり、文中の用字・用語が、鉄剣銘と割合に似ていますね。偶然かもわかりませんが、具体的に「初めに年月日「記す」と書いて、それから系譜を書き、そこには「足尼」^{スツネ}が出てきまして、終りに何々のために、この文を作ったという書き方」という指摘が知られる。その方向性は洞察力があるが、決して「偶然」ではないだろう。なぜなら、用字順序の視点から上書きする余地があるからである。まず、書式の場合、傍線（冒頭の「辛↓月↓記」と最後の動詞句における「記↓也」）が一致していることが挙げられる。また、父系の家譜に限っていえば、「臣↓足尼↓臣」（波線）という文字の順序も同様である。冒頭における時間の「記」と、祖先の名前の挙げ方と、末尾における「記」字の強調および「也」の終わり方も併せて援用されているといえよう。さすれば、同じ東国において古墳を築いた黒売刀自は、四七一年成立とされる地元の稲荷山古墳出土鉄剣銘文の粉本を学んだ形跡があると推測できる。

鉄剣銘の「臣」字については、「その忠誠さによつて授けられた彼の肩書きのはずだ」と目される。「足尼」についても「大和朝廷に古くから仕えた祖という意味がこめられていたのではあるまいか」という意見がある。それらを参考にして本碑を考え直すと、天子に奉仕した斯多と弥足尼よりも、顕著なのは新川臣以来累世の「忠」の伝統を大兒臣が継承したことである。母系の側を見ても、あまり遜

色がない。なぜなら、佐野の屯倉首という人事案が決まったからには、健守命も直ちに天子に忠節を尽すべき立場に置かれるからである。両家の系譜の叙述を通じて「王権への奉仕や来歴という点で両者がほとんど対等・同格の存在であることを主張しようとした」と指摘されたとおりである。そうした忠臣たるべき血脈に敬意を払うために、二行目と三行目はそれぞれ改行したのではないか。

「孝」の字も刻されてはいない。ただ、撰文者は書き終えた当時、後継者である「長利僧」に言及しており、これは明らかに「絶嗣」ではない証拠であつて、言外に、孝女という自己定位を表明しているわけである。しかも、息子が放光寺を本拠地に三宝の一つとして活躍している現状まで見届けてからでないかと、筆を擱かない。後継者が寺の僧になった前例を挙げる場合、蓋に「管府君銘」とある六七九年の墓誌が見逃せない。そこで、唐の万安県令である管均の墓後、「息弘福寺僧嗣秦收骨起塔於終南山（下略）」（息、弘福寺の僧嗣秦、骨を収め塔を終南山に起つ）と書かれている。本銘の「生児長利僧母為記定文也 放光寺僧」における最後の「僧」は説明的なように見られてしまうかもしれない。それを避けたければ、「生児放光寺長利僧」と書き直せば済むだろう。しかし、現行の形が決まったのは、やはり僧にはなつたもののまだ寺に配属されていなかった間で、その折に黒壳刀自が撰文し、脱稿した後、始めて放光寺の一員になった経過を意味するものであろう。再び七七一年の「唐故左武衛澤州

安平府折衝都尉吳郡朱府君夫人馮翊縣太君雷氏（定真）墓誌銘」を見ると、「子貴母榮」（子貴く母榮やか）の一節がある。これを勘案するに、長利が僧宝になつたため、この跡継ぎを得た黒壳刀自の喜びは二重になつたに相違ない。

七 おわりに

以上の分析を経て、五点の結論に迫り着いた。

(1) 局部的漢文体とする伴信友の旧説も、和文体という現代の通説も取るのは難しい。漢籍側の諸々の実例は、すでに正格漢文体で解説すべき真の方向を物語っている。

(2) 五世紀の王儉が定義つけた四つの主要な骨子を書くべきとする中国の「石誌」は、十く十三世紀の「節儉」の気風と相俟つて、「記」というジャンルに発展した。それと共通した方針が本碑の撰文にも見られる。「節儉」の性格を持つ持統皇后が朝政に当たつた飛鳥時代に本碑が成立したのは、極めて時宜に叶つたものとせねばならない。

(3) 本碑の「此」字は、代名詞とする旧説と、連体詞とする新説がある。それを解決するために、家譜を引いて石誌に入れる流れの中で成立した二世紀の古碑における用例を視野に入れるべき

である。ゆえに、代名詞説に優勢の判定を下した。

(4)本碑の「集月」の幽霊形が出現した根本的な原因は、句切り方のミスにあった。六〇八年の石誌の書式に基づいて冒頭の部分を「干支十歳集」と捉えるべきである。「娶生児」の句読点は、類書収録の系譜記述に従うべきである。行文の構造と措辞に至っては、隋唐の女性墓誌と通底する点がある。この正格漢文の認識を基に、筆者は新しい読み下し文を提案した。

(5)石碑建立の背景を支配していたのは、根本的には儒教だったはずである。東国古墳の先行する文字資料との比較を経て、本碑は書式と名告り方の構造とのレベルにおいて稲荷山古墳出土の鉄剣銘を粉本として学習したことを究明しえた。特に「臣」と世継の分析から、本碑に忠孝双全の思想を匂わせようとする態度が見出せた。

要するに、本碑は五世紀の石誌の様式をきちんと遵守して純漢文体で書かれたものであり、ジャンルの規制力を十分に重視すれば、白文に正しい句読点を付けることが可能になるものと考えられるのである。

付記 本稿は国文学研究資料館「第四十四回国際日本文学研究会」(二〇二二

年五月八〜九日)でのポスター発表と台中科技大学二〇二二国際学術研究会「新型コロナウイルス変革下の日本——人文・社会与経貿之視野」(五月二十八日)での口頭発表を補訂したものである。また台湾行政院科技部補助專題研究計画(MOST108-2410-H-126-006-MY2)による研究成果の一部でもある。

注

- (1) 一八九三、東京・随筆集誌、一六頁。原文・「文義古拙不可読」
- (2) 『伴信友全集第二』(一九〇九、東京・国書刊行会、六九七〜六九八頁)所収
- (3) 内務省(編)『史蹟精査報告第一』(一九二六、東京・内務省、一七頁)所収
- (4) 注2、六九七頁に「娶」^{アヒテ}とある。
- (5) 「仏教美術」一九二九年六月、二二二頁
- (6) 一九五五初版、東京・東京堂、一〇四三頁
- (7) 一九八〇、東京・東京堂、九五二頁
- (8) 「万葉」一九六七年十月、三六頁
- (9) 一九七六、東京・有斐閣、三七頁
- (10) 一九七八、東京・学燈社、五七頁
- (11) 「国文学解釈と鑑賞別冊」一九八五年十月、二二三頁
- (12) 一九八七、東京・有精堂、一五八頁
- (13) 岸俊男(編)『日本の古代一四 ことばと文字』(一九八八、東京・中央公論社、五二二頁)所収
- (14) 「昭和学院短期大学紀要」一九八九年六月、九〇頁
- (15) 「歴史と地理」二〇一六年六月、二九頁
- (16) 注8、二七頁

- (17) 「言語生活」一九七九年二月、四七頁
- (18) 黒板勝美(編)『新訂増補国史大系 第三卷 日本後紀 続日本後紀 日本文徳天皇実録』(二〇〇四、東京・吉川弘文館、一二九頁) 所収藤原緒嗣(他編)『日本後紀』
- (19) 本多静雄『日本の陶磁 古瀬戸』(一九七五、大阪・保育社、一〇八頁) 引用は本書のママ。
- (20) 土屋老平「山名上碑」(「上毛と上毛人」一九二〇年六月、九頁)の翻刻。
- (21) 「古事記の敬語補助動詞」(「古事記年報」一九七一、一〇二頁)
- (22) 「上野三碑と宣命」『万葉集』(群馬県立女子大学紀要)二〇一七年二月、一六・一七頁
- (23) 一九三二、東京・同文館、一八五頁
- (24) 「古代安芸における地方官衙の復原——佐伯・安芸両郡を事例として」(「地理科学」一九七八年六月、五三頁)
- (25) 唐・杜牧(著)清・馮集梧(注)『樊川詩集注』(一九六二、北京・中華書局、三頁)原文・「昔人注書、謂取証之書、当以最先者為主、此亦難以概論」
- (26) 章培恒(他編)『二十四史全訳 明史』(二〇〇四、上海・漢語大詞典、一七三頁)
- (27) 方国瑜(編)『雲南史料叢刊第五卷』(一九九八、昆明・雲南大学出版社、三三九〜三四〇頁)
- (28) 注26、三八七頁
- (29) 明・王陽明(著)陳明(他注釈・審校)『王陽明全集・簡体注釈版 奏疏、公移』(二〇一五、武漢・華中科技大学出版社、二〇四・二〇五〜二〇六・二〇八〜二〇九頁)
- (30) 竜鳴『桂派名老中医伝記卷 班秀文——右江边走出的国医大師』(二〇一一年、北京・中国中医薬、二五頁)
- (31) 注2、六九八頁
- (32) 『けぬの石文』(二八八三、東京・近藤瓶城、一〇a頁)
- (33) 内藤虎次郎『日本文化史研究』(一九三〇増補版、京都・弘文堂書房、二五一頁)
- (34) 「言語生活」一九七九年二月、三三三頁。また、平川南『文字文化のひろがり——東国・甲斐からよむ』(二〇一九、東京・吉川弘文館、一六五頁)も「この山上碑が特に注目されるのは、最終行「長利僧母為記定文也」(長利僧が母の為に記し定むる文也)などのように、全文が日本語の語順に従って漢字を配列している最古級の資料ということにある」としている。
- (35) 高光(他編)袁承維(他訳)『文白対照全訳 太平広記』(一九九四、天津・天津古籍、一四五三頁)。この話は宋・李昉(他著)『太平広記』卷三九一 銘記一 所収
- (36) 仏書刊行会(編)『大日本仏教全書第九十一冊』(一九一四、東京・仏書刊行会、八三三頁) 所収
- (37) 「高崎経済大学地域政策学部非常勤地域政策研究」二〇一七年三月、一四二頁
- (38) 鶴田久作『国訳漢文大成 経子史部 第十六卷 史記列伝 下巻』(一九五六、東京・東洋文化協会、七九・二二七頁)
- (39) 安平秋(他編)『二十四史全訳 漢書』(二〇〇四、上海・漢語大詞典、一九二七頁)
- (40) 一九六九、台北・成文、一〇八四頁
- (41) 『古代語逍遙』(一九八八、大阪・和泉書院、一三二頁)
- (42) 浅野清(他編)『歴史時代』(世界考古学大系四日本IV、一九六一、東京・平凡社、一四二頁) 所収福山敏男「飛鳥・奈良時代の金石文」
- (43) 「上野三碑の研究」(一九八〇、前橋・尾崎先生著書刊行会、五七〜五八頁)
- (44) 「書道史上からみた「上野三碑」」(「立正大学文学部論叢」一九八三年一月、六九頁)

- (45) 「墓誌および鉄劍銘の文章——系譜・経歴の記述に関して」(『古代文学』一九八三年三月、二九頁)
- (46) 群馬県史編さん委員会(編)『群馬県史 通史編二 原始古代二』(一九九一、前橋・群馬県、九〇頁)所収「第三節 山ノ上碑の建立」
- (47) 二〇一五、上海・学林、九二・九五頁。原文：「引譜入志，鑄譜於石」這種以家族譜系錄入碑誌的做法，在漢代就有歷史傳統」
- (48) 神田喜一郎(他監修)『墓誌銘集一(六朝)』(書跡名品叢刊五三、一九八三、東京・二玄社、三頁)
- (49) 韓理洲(輯校編年)『全隋文補遺』(二〇〇四、西安・三秦、一三二頁)
- (50) 陳長安(編)『隋唐五代墓誌匯編洛陽卷第六冊』(一九九一、天津・天津古籍、一〇四頁)
- (51) 唐・封演(撰)趙貞信(校注)『封氏聞見記校注』(二〇〇五、北京・中華書局、五六頁)封演の引用。
- (52) 上田正昭(他監修)『講談社日本人名大辞典』(二〇〇一、東京・講談社、一八七五頁)
- (53) 吉田生哉「福島・荒田目条里遺跡」(『木簡研究』一九九五年十一月、九頁)
- (54) 「刀自」からみた日本古代社会のジェンダー——村と宮廷における婚姻・経営・政治的地位」(『帝京大学文学部史学科』二〇一一年二月、一〇一頁)
- (55) 周振甫(他編著)『錢鍾書《談藝錄》讀本』(一九九二、上海・上海教育、一六頁)原文：「若雖求得詞之來歷，而詞意仍不明了，須合觀同時及後人語，方能解會，則亦不宜溝而外之」
- (56) 曹汛「遼《夏蘊》石棺記考述」(『文物』一九八五年五月、五七頁)
- (57) 注56、五七頁。原文：「事實上，南北朝乃至隋唐以來，遵從這種禮制的並不多。而夏蘊的記墓文字直稱《石棺記》，並無銘文，記云『直書其事』，行文僅記姓名官職姻媾，以及遷葬時間地點，簡單直白而沒有一句諛詞，這在當時的記墓文字中也是不多見的」
- (58) 「金上京釈迦院尼臨壇首座宣微大師法性葬記考釈」(『北方文物』一九八九年十月、四一頁)原文：「其實這就是極簡化的墓誌銘，所以一般多稱為『記』(時而也有稱作『銘』的)，大体如《全遼文》卷13《夏蘊石棺記》所載：『直書其事，愧於不文，庸為《記》爾。』這可以說是葬記這種文体的特点，是它主要區別於墓誌銘的地方。由於它文字少，只簡單記事，不講求文采，簡便易行，利於節儉，所以遼金時代一般官民喪葬多採用這種文体」
- (59) 「文獻」一九八五年二月、二三六頁。原文：「有称墓志為墓記」
- (60) 小島憲之(他校注・訳)『日本書紀三』(一九九八、東京・小学館、四七二・四七四〜五・五一八〜九頁)
- (61) 一九五九、東京・岩波書店、一三四頁
- (62) 注46、八九〜九〇頁
- (63) 「継体天皇の系譜について——釈日本紀所引上宮記逸文の研究」(『学習院史学』一九六八年十二月、一〜二頁)「牟君」の間に「斯」を補うべきである。
- (64) 二〇一七、東京・雄山閣、二二頁
- (65) 注47、九五頁
- (66) 一九九七、石家莊・河北教育、九三二頁
- (67) 『上代歴史地理新考 東山道・附風土記逸文註釈』(一九四三、東京・三省堂、一九九頁)
- (68) 注47、七七頁。原文：「両晋南北朝墓誌中這些以提行、低格、空格和留白等特殊格式書写的文字，是家族譜牒直接抄録或節録」
- (69) 注2、六九六頁
- (70) 「山名上碑「集月」に就きて」(『上毛及上毛人』一九一九年五月、一六頁)
- (71) 『上代日本文章史』(一九六四、東京・南雲堂桜楓社、一九四頁)
- (72) 上代文獻を読む会(編)『古京遺文注釈』(一九八九、東京・桜楓社、六九頁)所収「山名村碑」

- (73) 注46、八五・八四頁
- (74) 松田猛『上野三碑』(二〇〇九、東京・同成社、一七頁)
- (75) 注64、一七頁
- (76) 『好古日録』(二七七七、京兆・鶴鶴惣四郎、六六b頁)
- (77) 陳煒湛『三鑑齋甲骨文論集』(二〇一三、上海・上海古籍、二六八頁) 原文・但由於摹本不精，真偽混雜，致使謹慎的學者們對這批材料存有戒心，不大敢徵引
- (78) 『考古學雜誌』一九三〇年七月、四一八頁
- (79) 一八七七、東京・西山堂、五a頁
- (80) 注49、一三三頁
- (81) 大藏經刊行会(編)『大正新修大藏經第五十五冊 目錄部全』(一九八三 修訂版、台北・新文豐、一〇五二頁) 所收唐・恒安(撰)『統貞元釈教録』
- (82) 中国社会科学院近代史研究所(編)『紀念中国社会科学院建院三十周年學術論文集・近代史研究所卷』(二〇〇七、北京・方志、二二五頁) 所收。原文・「既望無月份，當是正月」
- (83) 宋・歐陽脩(撰) 堀正脩(校訂)『唐書(一)』(一九七〇、東京・汲古書院、一五三頁)
- (84) 章紅梅(校注)『五代石刻校注第二冊』(二〇一七、南京・鳳凰、六五二頁)
- (85) 二〇〇〇、北京・京華、三二二頁
- (86) 晋・皇甫謐『帝王世紀』が小長谷惠吉『日本国見在書目録解説稿』(一九三六、東京・くにたち本の会、八頁)(雑史家)に録されている。
- (87) 門田誠一「山ノ上碑にみる孝の顕現——古代における儒仏混淆の地域的様相」(『鷹陵史学』二〇一一年九月、一六七・一七〇頁)
- (88) Aldo Tolini『黎明期の日本語記言語と漢文』(上智大学国文学論集)二〇一三年一月、一三三頁
- (89) 伍慶祿『広東金石図志』(二〇一五、北京・線装書局、二九頁)
- (90) 吳鋼(編)『全唐文補遺第六輯』(一九九九、西安・三秦、九三〇九四頁)
- (91) 生前に墓誌銘を自ら執筆するのは、清・牟応震(著) 袁梅(校点)『毛詩質疑』(二九九一、濟南・齊魯書社、五七七頁) 所収「牟公応震生前墓誌銘の一節「自為誌者多可信也」(自ら誌を為すは多く信ずべきなり)という利点がある。
- (92) 趙力光(編)『西安碑林博物館新藏墓誌集編』(二〇〇七、北京・線装書局、三九頁)
- (93) 注92、一九〇頁
- (94) 孟繁峰(他編)『隋唐五代墓誌匯編河北卷』(一九九一、天津・天津古籍、三頁)
- (95) 王其禪(他編著)『隋代墓志銘彙考④』(二〇〇七、北京・線装書局、三八三頁)
- (96) 直木孝次郎(他編)『古代日本金石文の謎』(一九九一、東京・学生社、一四四頁) 所収
- (97) 注2、六九八頁
- (98) 「山名上碑の考」(『国学院雑誌』一九二九年一月、九四頁)
- (99) 注87、一六七・一七一頁
- (100) 若狭徹「立評をめぐる地方氏族の政治行動——群馬県における後期古墳の動態と上野三碑の建碑から」(『駿台史学』二〇一九年二月、七九・八四頁)
- (101) 山田孝雄(他編)『古京遺文』(一九六八再版、東京・勉誠社、一三三頁)
- (102) 唐・道宣(撰)『広弘明集』が『日本国見在書目録』(惣集家)に録されている(注86、二二頁)
- (103) 周紹良(編)『全唐文新編 第一部 第四冊』(二〇〇〇、長春・吉林文史、二三四〇～二三四二頁)によると、唐・鄭欽泰の書いた「議沙門不応拝俗状」だという。
- (104) 埼玉県教育委員会『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』(一九八二、

- 浦和・埼玉県教育委員会、三〇頁)
- (105) 井上光貞(他著)『鉄剣の謎と古代日本——シンポジウム』(一九七九、東京・新潮社、一七五頁)所収
- (106) 新西蘭・海厄姆(Higham, C.F.W.) (著) 王毅(訳)『古亜州文明百科全書』(二〇〇七、上海・上海人民、一四七頁)原文・「臣」應該是因其忠誠而授予他の頭銜
- (107) 前川明久「足尼(宿禰)小考——埼玉県稻荷山古墳出土鉄剣銘文系譜に關連して」(『法政史学』一九八一年三月、二五頁)
- (108) 遠山美都男「古代氏族系譜の形成をめぐる二題」(『学習院史学』二〇〇〇年三月、一二二頁)
- (109) 周紹良(編)『唐代墓誌彙編』(一九九二、上海・古籍、六五九頁)
- (110) 注90、九四頁